

第1日

令和6年1月16日（火）

午前10時零分開会

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。これより令和6年第1回朝倉市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。よろしいでしょうか。

本日の議事日程については、お手元のタブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。会期日程表をお開きください。

本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にお諮りいたしました結果、本日1日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

9番加藤正二議員

10番半田雄三議員

を指名いたします。

これより、議案の上程を行います。市長提案理由説明書をお開きください。

本日、市長から議案3件の送付を受けました。

これらを一括上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 皆様、おはようございます。本日ここに令和6年第1回朝倉市議会臨時会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本臨時会に提案申し上げております議案につきまして、ただいまから提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

本臨時会では、補正予算について1件、条例の改正について1件、工事請負契約の締結について1件、合計3件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、令和5年度朝倉市一般会計補正予算（第8号）につきましては、エネルギー・食料品等の価格高騰により影響を受けている市民や事業者に対する支援として緊急的に要する経費を補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ3億3,876万6,000円を追加し、予算総額を482億9,543万5,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、物価高騰により影響を受けている路線バス事業者、介護サービス事業所、中小事業者等への支援事業費に8,729万9,000円を計上いたしました。

民生費では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、給付金・定額減税一体支援枠に関する給付金を支給するための経費等に2億5,146万7,000円を計上いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、歳出に伴う財源として、国庫支出金3億3,846万8,000円及び県支出金73万3,000円を計上いたしました。

また、コンビニエンスストアでの多機能端末機を用いた証明書等の交付を促進するため、発行手数料を減額することに伴い、当該手数料43万5,000円を減額いたしました。

次に、第2号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、多機能端末機を用いて証明書等を交付する場合の手数料の額を定め、及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）が公布されたことに伴う規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

最後に、第3号議案工事請負契約の締結につきましては、朝倉市新庁舎建設工事について条件付一般競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いします。

午前10時6分休憩

午前10時7分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第1号議案令和5年度朝倉市一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第2号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第3号議案工事請負契約の締結についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案の質疑を終了いたします。

これより、議案の委員会付託を行います。

委員会付託表をお開きください。

付託区分につきましては、タブレットに掲載の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第1号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時9分休憩

---

午前11時20分再開

○議長(小島清人君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

審査結果報告書をお開きください。よろしいでしょうか。

委員会付託中の議案について、タブレットに掲載のとおり、審査結果報告書が提出されました。

よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、環境民生常任委員会に付託していた第2号議案を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 仲山 寛君登壇)

○環境民生常任委員長(仲山 寛君) ただいま議題となりました第2号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告をいたします。

本件は、多機能端末機を用いて証明書等を交付する場合の手数料の額を定め、及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、規

定の整備を行うものです。

主な改正内容は、大きく2点あります。

1点目は、多機能端末機を用いて証明書を交付する場合の手数料について、2点目は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴う規定の整備についてです。

まず、1点目の多機能端末機を用いて証明書等を交付する場合の手数料についてです。

これは手数料の市民負担軽減及びマイナンバーカードの普及・利用促進を図るため、コンビニエンスストアでの多機能端末機による証明書交付手数料を令和6年2月1日から令和6年12月31日までの期間、減額するものです。

現在、多機能端末機を用いて発行している住民票の写し及び印鑑登録証明書について、1通300円の手数料を10円にします。

施行日は、令和6年2月1日です。

この減額により1通当たりの手数料が290円の歳入不足となるため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当します。充当見込額は、令和5年度では2月、3月の二月分で1,500件、43万5,000円です。

次に、2点目の地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴う規定の整備についてです。

この規定の整備については、さらに3点に分けて報告します。

まず、1点目は、戸籍謄本等の広域交付です。

現在、本籍地の市区町村窓口で取り寄せていた戸籍謄本等が、改正後は最寄りの市区町村の窓口で請求可能になります。広域交付手数料は、戸籍証明書は1通450円、除籍証明書は1通750円です。

2点目は、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行です。

市区町村で発行された電子証明書提供用識別符号を行政機関の窓口提出することで、行政機関はオンラインで戸籍（除籍）電子証明書を取得できます。ただし、この識別符号については今後実施される予定ですが、戸籍電子証明書を利用する行政機関について調整中とのことです。

電子証明書提供用識別符号の発行手数料は、戸籍電子証明書提供用は1件400円、除籍電子証明書提供用は1件700円です。ただし、マイナポータルからのパスポート申請など電子記録媒体による申請の場合や、戸籍（除籍）謄本の請求と同時に同一内容の戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号申請を行う場合は、手数料徴収の対象から除かれます。

3点目は、届書等情報内容証明書の交付等です。

これは戸籍等の届出、例えば婚姻届の書類を届出等情報として電子化したものを証明書として交付又は閲覧が可能となるものです。

交付手数料は1通350円です。なお、上質紙を用いた場合は1通1,400円となります。

また、閲覧する場合の手数料は1件350円です。

これらの3点の施行日は、令和6年3月1日です。

審査に当たりましては、電子証明書提供用識別符号についていたしました。

執行部によりますと、マイナンバーのように個人に付番されるものではないとのことです。戸籍電子証明書を識別することができるように付番された16桁の数字を発行することで、識別符号の提出を受けた行政機関が戸籍電子証明書を取得できるようになります。

また、識別符号の有効期限は3か月を予定されているとのことです。ただし、現時点で戸籍電子証明書を利用する行政機関について調整中ですが、パスポート申請手続においては令和6年度末に利用開始が予定されているとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。

何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。御報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、以上で環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 仲山 寛君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第2号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第3号議案を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 加藤正二君登壇）

○建設経済常任委員長（加藤正二君） ただいま議題となりました第3号議案につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に

報告します。

第3号議案工事請負契約の締結について、新庁舎建設工事です。

本件は、新庁舎建設工事の工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求められているものです。

工事請負人は、前田・才田・羽野特定建設工事共同企業体で、請負契約額は、57億7,500万円です。

なお、工期は、本議案の議決を得た翌日から令和7年11月28日までです。

工事箇所は、朝倉市甘木232番地1ほか7筆。

工事概要については、朝倉市本庁舎及び附属棟の建設工事一式で、本庁舎棟の建物構造等は鉄筋コンクリート造免震構造6階建、延べ床面積は9,125.35平方メートルです。

附属棟の建物構造等は鉄骨造2階建、延べ床面積は559.32平方メートルです。

また、この建設工事に係る電気設備工事、機械設備工事及び本庁舎昇降機設備工事や敷地造成工事、外構工事が予定されています。

審査に当たりまして、今回の建設工事の入札に際して電子入札を行い、1者での応札でも成功するとした経緯についてただしました。

執行部によりますと、まず1点目に、一般競争入札においては電子入札とすることで他社の入札参加状況について確認できないため、競争の原理が働くということ、2点目に、福岡県や他の近隣自治体において、一般競争入札であれば1者のみの応札であっても有効としていることが確認できたためということでした。

また、工事の管理体制についてただしました。

執行部によりますと、市の技術職員はもちろん、公益財団法人福岡県建築技術情報センターへの業務委託、設計業者の意図伝達業務、工事監理を行う業者を入れて工事の進捗・管理を行うとのことでした。

また、下請業者を入れる場合の市の管理体制についてただしました。

執行部によりますと、請負業者から提出される施工体制台帳により確認を行っていくとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。

本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、以上で建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(建設経済常任委員長 加藤正二君降壇)

○議長(小島清人君) それでは、第3号議案工事請負契約の締結についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第1号議案の審議を行います。議案書をお開きください。

それでは、第1号議案令和5年度朝倉市一般会計補正予算(第8号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和6年第1回朝倉市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時36分閉会